

3.11 東日本大震災後の学校環境整備について

公教育計画学会理事会

東日本大震災は、地域の公的拠点施設である学校の重要性と課題とを浮き彫りにした。これまで、公教育計画学会は、2011年3月20日「東北地方太平洋地震の被災地の学校と教育関連職場の安全確保及び復興について」の学会声明を行い、また2011年6月12日「2011年度第3回公教育計画学会大会声明」においても大震災と福島第1原発事故に言及した。その後も復興・復旧は遅々として進まぬ状況が続いている。しかし、少しずつだが、新たな視点からの提言も行われ始めている。そこで今回、学校環境整備を中心に新たな提案を行いたい。

1) 文部科学省は、周知のように「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」(座長 長澤悟東洋大学教授)を2011年6月8日から計3回の検討会を開いて7月7日に「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言(以下「緊急提言」とする)を公表した。この「緊急提言」は、委員の共通の思いとして「学校は地域の絆であり、被災地の復興の鍵は学校の復興にある」という信念を前提にしている。私たちは、「緊急提言」を評価し、基本的にこの提言に即して具体的な対応が求められていると考える。

何よりも今回の震災においては津波による甚大な被害はあったが、地震そのものによる学校施設での死者を出さなかったことは、阪神淡路大震災後の校舎の耐震化対策の成果という面も強いと考える。しかしながら、体育館等で天井が落ちるなど非構造部材による人身被害が1500件も起きている。この点に関わって、非構造部材への集中対応の必要性がこの「緊急提言」では指摘されている。さらに「緊急提言」で注目すべきは、発災以降の各段階に求められる学校施設の防災機能を4段階に時系列的な区分を行い、それぞれの段階での求められる学校の機能の相違を明確にし、対応策を示している点である。その対応策は、第1段階 救命避難期、第2段階 生命確保期、第3段階 生活確保期、第4段階 学校機能再開期、に区分されて論じられ、しかも応急避難場所機能と学校機能とを項目に分け、それぞれの時期に必要と考えられる取り組みと施設設備等が例示されている。

課題はこのような防災機能を地域と一体となって、学校がどのように引き受けていくことができるのかという点にある。「緊急提言」では学校を教育機能のほかに防災機能を併せ持つ施設として設定するため、防災担当部局とのあらかじめの役割の明確化も示している。具体的には以下の4項目(○ 地域の防災計画における学校の応急避難場所としての位置付け ○ 学校の応急避難場所として使用する際の学校施設利用計画の策定 ○ 発災後から学校機能再開期、通常期に至るまでの各段階における応急避難場所の運営 ○ 応急避難場所として求められる諸機能の整備・維持管理)が「緊急提言」では挙げられている。これまでも市町村立学校は、自治体の防災計画には明記されていたが、利用計画については具体化されていないのである。そればかりか、防災計画にかかる位置づけは管理職のみで一般県費教職員の防災計画への位置付けは一部自治体を除いて明記されていないのが現状である。県費教職員は、市町村職員身分ながら人事任用等が都道府県であるために、市町村段階の防災計画の域外に置かれているのである。したがって、地域防災等の複合的な公的施設「学校」でどのように、日常的な業務が教育活動以外に生じてくるのか、大きな問題である。しかし、地方公務員として地方自治体の業務(教育もそのひとつである)を担う以上、教職員全体としても地域防災計画への参画は必須のことである。

2) 学校の耐震化が優先してきたため、老朽化対策等がおざなりにされてきた。生活空間としての発想もなく箱型の教室がただ並んだ粗末な学習空間であるのが実態である。避難場所としても、長期間の生活を想定していないため、寒さ暑さをしのぐことはできない構造である。したがって、全面的な学校施設の改善が望まれる。基本的には、全面改修を原則にして、新しい学習形態に対応した学習環境として計画的な施設設備を作り出すことを、地域復興そして全国的な地域の絆を作り出すための基軸として「学校」施設を設定することを提案する。学校環境整備については、先の「緊急提言」の実施と合わせて、ユニバーサルデザインに立った対応が必要である。もちろん、ユニバーサルデザインに立った公共施設としての建築には、省庁間の垣根を越えた法制度、財政制度の改正が必要であることは指摘するまでもない。

今や学校施設は、教え込み型の一斉授業を前提とするいわゆる普通教室を中心とする学校施設環境から一人ひとりの自主性自発性を重んじた学習形態が可能なオープンスクール型の学校施設とすべきである。したがって、地域図書館等の社会教育や就学前教育と連携、高齢者福祉施設など社会福祉施設との連携、さらには地方自治体の一般行政施設とも一体化した複合化施設として再設定され、建設することに踏み出すときである。このように学校施設の目的の多様化、その結果として人々の多様な交通関係が構築されることが、地域の共同性・社会性・安全性の高い質を保つ一助となるのである。地域拠点としての学校施設の構築、建設こそは、その実現の中核でもあると言える。

3) 文部科学省の「緊急提言」では、「電力供給の減少等に対応するための学校施設の省エネルギー対策」がエコスクールの更なる推進として提言され、自然エネルギーの取り込み、断熱化、自然光、通風の事例等が示されている。小規模で地域分散型のエネルギー発電への志向は時宜を得たものである。さらに、「エコ」とは何かをエネルギー問題の根本に立ち返って、学校教育の教育課程において取り上げることが望まれるところである。指摘するまでもなく、「省エネ」あるいは環境教育の実践的な展開には、文部科学省をはじめ教育関係職員にとって、福島第1原発の事故を引き起こした政・財・官・学・マスコミ一体となったいわゆる「原子力村」を構成する人材を生み出してきた現行の公教育システムへの根本的な反省が先ずは必要なのである。経済至上主義的な社会発展を前提とする科学教育のあり方の是非、さらには国家基準(ナショナル・スタンダード)の設定を前提とする教育の在り方の是非など、公教育とは何かという初源的な問いを厳しく自らに課すところから、改めてエネルギー問題と教育について再考すべきであると私たちは考える。

現在、地域では様々な社会的背景を有する人々同士が、どのように共生的自立的な社会を創り出していくかが問われているのである。地域は一樣ではないことは自明である。学校を地域の公的拠点施設とすることの画期性は、これまでの学校観や学校の在り方を転換することであり、共生的自立的な社会構築の第一歩である。「緊急提言」が言うように、地域の絆を重んじるならば、すべての子どもたちが地域の学校に通うことができる人的・物的整備をする目標こそが第一義的に追及されるべきである。

3.11以降、学校環境等の課題を解決していくときの視座をこうした点に置くことを、私たちは提案する。

2011年8月22日